

北広島市広告掲載に関する基本方針

1 趣旨

この方針は、市の保有する資産(以下「市有資産」という。)を広告媒体として、民間企業等の広告を掲載し、又は掲出すること(以下「広告掲載」という。)に関して基本方針を定めるものとする。

2 目的

市有資産への広告掲載は、市の自主財源を確保し、市民のサービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 広告媒体

広告媒体として活用することができる市有資産は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広報印刷物
- (2) ホームページ
- (3) 封筒
- (4) その他広告媒体として活用できる市有資産で広告掲載が可能であると認められるもの

4 広告の内容

(1) 広告掲載の対象

次のいずれかに該当すると認められる広告は、広告掲載の対象としない。

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- エ 政治性のあるもの
- オ 宗教性のあるもの
- カ 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- キ 個人又は法人の名刺広告
- ク 良好な景観の形成、風致の維持等を害するおそれがあるもの
- ケ 内容又は責任の所在が不明確なもの
- コ 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- サ 比較広告
- シ 懸賞広告又はクーポン付き広告
- ス 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

セ その他市有資産の性質等に照らし、広告掲載することが適当でない認められるもの

(2) 広告掲載の基準

広告掲載の対象広告掲載に係る業種及び事業者並びに前項に規定する広告掲載の内容に係る基準は、別に定めるものとする。

5 広告の規格等

広告の規格、掲載位置等は、広告媒体ごとに定めるものとする。

6 広告の募集方法等

広告の募集方法、掲載料及び選定方法は、広告媒体ごとに定めるものとする。

7 広告掲載の取消し

次のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

8 審査機関

広告掲載の可否を審査するため、北広島市広告審査委員会を置く。